

第8章 避難所運営対策

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・住民の避難に備え、事前に指定避難所を指定し、発災時の避難所運営体制を整備しておく必要がある。
- ・本章では、避難所運営対策として、避難所及び福祉避難所の整備、管理運営体制の整備に係る取組を定めている。

2 現在の対策の状況

- ・指定避難所 26 か所の指定(令和4年4月現在：資料編 資料第7、第17参照)
- ・福祉避難所 23 か所の指定(令和4年4月現在：資料編 資料第9、第17参照)
- ・市民向けの「清瀬市避難所運営の手引き」(平成25年度策定：令和3年3月改訂)をホームページにて周知している。
- ・学校避難所運営協議会の設置(令和4年4月現在 14校)
- ・清瀬市福祉避難所開設運営の手引き(平成29年6月)の策定

3 課題

- ・避難所及び福祉避難所の資器材の整備
- ・避難所の収容人数が超過した場合の対策
- ・市職員及び市民の避難所管理運営の周知
- ・避難所における女性や要配慮者のニーズに応える体制の整備
- ・福祉避難所の整備及び開設・運営
- ・各学校避難所運営協議会による自主的な避難所運営体制の構築
- ・公共施設再編に伴う避難所の確保
- ・避難所運営における性別による役割分担の偏り

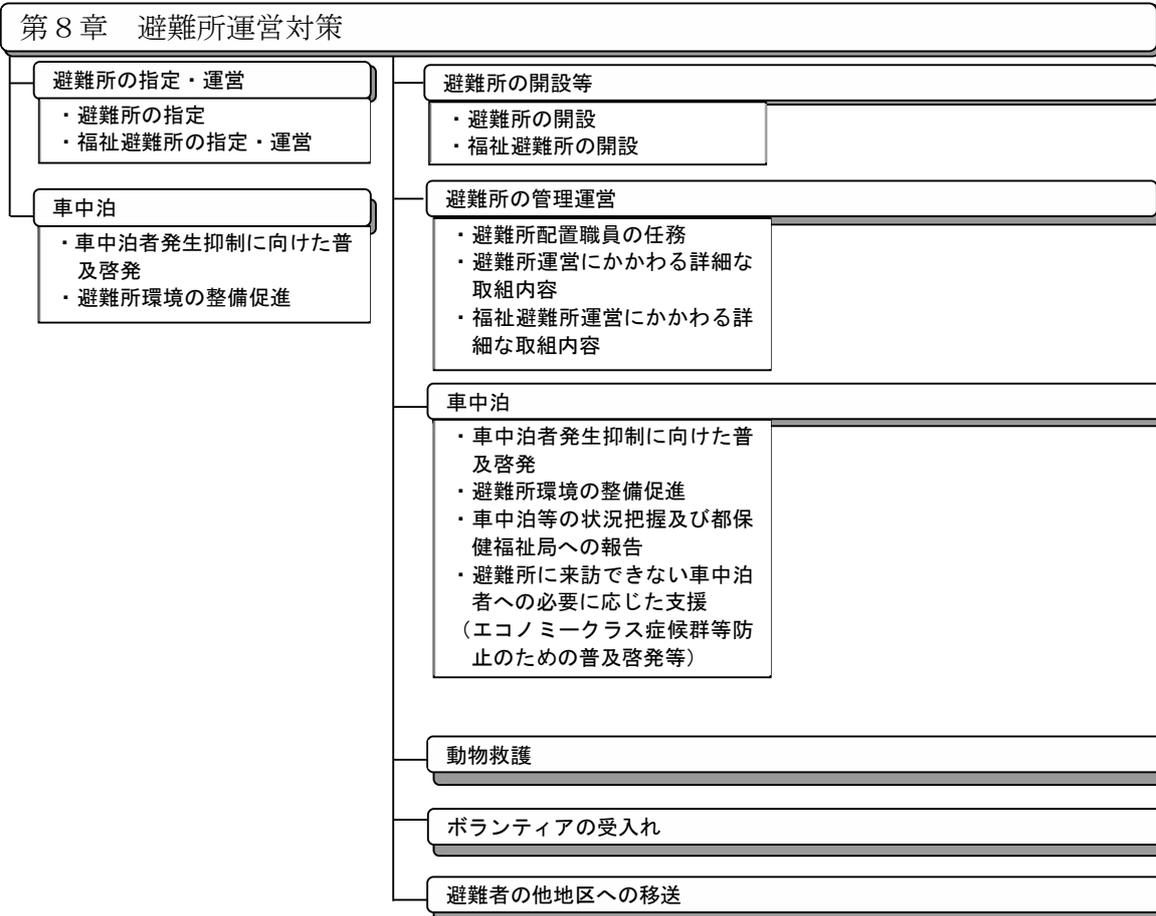
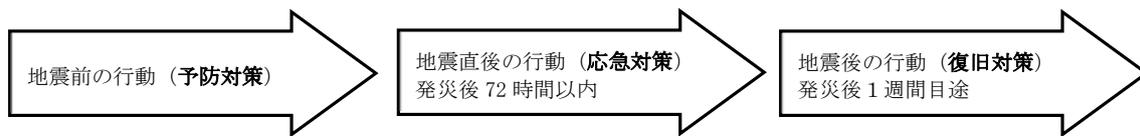
4 主な対策の方向性

- ・早期に指定避難所及び福祉避難所に指定された施設に資器材を整備
- ・指定避難所及び福祉避難所の管理運営体制の充実
- ・市民向け「清瀬市避難所運営の手引き」の継続周知
- ・清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルによる職員の避難所管理運営の周知徹底

5 到達目標

- ・各学校避難所運営協議会により自主的な運営体制の確立
- ・避難所、福祉避難所に避難する市民に対して、プライバシーの保護等の生活環境を確保する。(女性や要配慮者の視点を踏まえた避難所運営体制の確立)
- ・避難所の責任者や副責任者等の少なくとも3割以上が女性になるようにする。

6 具体的な取組



第2節 予防対策

1 避難所対策 《防災防犯課・教育総務課・各公共施設主管課・清瀬消防署》

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市 市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○「清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアル」に基づく、避難所管理運営の周知及び避難所配置職員の指定 ○市民向け「避難所運営の手引き」の周知 ○避難所となる学校ごとに、学校、地域住民の代表、自主防災組織等を構成員とした避難所運営協議会の設置・育成 ○公立小中学校の避難所の食料備蓄や必要な資器材及び台帳等の整備 ○「清瀬市立学校防災マニュアル」の周知 ○避難所に指定されている学校長は、「清瀬市立学校防災マニュアル」に基づいて、避難所の開設や運営の支援活動を行い、避難所の本部設置場所や初期受け入れ場所など、学校施設の利用区分と教職員の役割分担を予め定めておく。 ○福祉避難所運営についても、地域住民と協働で避難所ごとに「福祉避難所開設運営マニュアル」を作成し、管理運営にあたる。
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況の確認 ○「避難所の防火安全対策」の基準策定等により、市の避難所運営支援 ○避難場所、避難道路周辺の水利整備に対し、市と連携し推進する。

2 避難所の指定・運営対策 《防災防犯課・教育総務課・各公共施設主管課・福祉総務課・生活福祉課・障害福祉課・介護保険課》

(1) 避難所の指定・運営対策 《防災防犯課・教育総務課・各公共施設主管課》

市が設置する避難所の指定基準は、次のとおりとする。

ア 避難所の指定基準

- (ア) 避難所は、原則として小中学校通学区域を単位として指定する。
- (イ) 避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造等を備えた公共建物等(地域市民センター・学校等)を利用する。
- (ウ) 避難所に受入れる被災者数は、概ね居室 3.3 m²当たり 2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。
- (エ) 災害対策基本法施行令第20条の6に掲げる基準

イ 避難所運営の対応

- (ア) 本計画において、あらかじめ避難場所及び避難所(福祉避難所含む。)を指定し、住民に周知しておく。避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (イ) 避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難所等であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (ウ) 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、様式に基づき、都福祉保健局に報告するものとする。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力により行う。
- (エ) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また消防用設備等の点検を確実にを行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの保護や生活環境を保つよう努めるものとする。
- (オ) 市民の避難先の目安となる避難所を地域・町丁目単位で指定しておく。(資料編資料第8参照)
- (カ) 避難所ごとに避難所運営協議会を設立し、「清瀬市避難所運営の手引き」を活用し、訓練検証を行い、自主的な避難所運営が円滑に進むよう日頃から活動を行う。
- (キ) 避難所運営の手引きを活用した訓練を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (ク) 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。
- (ケ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (コ) 指定管理者制度導入施設については、施設管理者との協力体制の構築を図る。

ウ 避難所運営にかかわる詳細な取組み

避難所の運営は、「清瀬市避難所運営の手引き」を参考に、次のとおり取組むものとする。

(ア) 避難所としての整備

- ① 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、段ボールベッド、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等のほか、空調(停電対応型空調)、洋式トイレ、バリアフリー対策など要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
- ② 避難所では、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- ③ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話(特設公衆電話)やW i - F i アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- ④ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(w e b 171)等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

- (イ) 避難所運営・生活ルールについて
 - ① 避難所の運営において、管理責任者に少なくとも3割以上の女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
 - ② 高齢者や乳幼児等には、比較的住環境の良い場所を割り当てられるよう努める。
- (ウ) 避難所の情報連絡について
 - 人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- (エ) ボランティアの受け入れについて
 - 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。
- (オ) 避難所の安全・衛生管理について
 - ① 避難所運営協議会の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
 - ② 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制の整備に努める。
 - ③ 避難所運営協議会の中に、衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- (カ) 在宅避難者のための支援
 - 在宅避難者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与についても避難所生活者と同様に行えるよう、必要物資の把握、調達、配布の体制を整備する。

(2) 福祉避難所の指定・運営対策 《福祉総務課・生活福祉課・介護保険課・障害福祉課》

- ア 社会福祉施設等を活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者に対し、医療や介護などのサービスを提供できるよう福祉避難所を指定しておく。(資料編 資料第9参照)
- イ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を指定する。
- ウ 指定した福祉避難所の所在地等は、様式に基づき都福祉保健局に報告する。
- エ 福祉避難所に指定した建物については、通信手段、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より避難所機能の強化を図るものとする。
- オ 福祉避難所の運営の指針となる「清瀬市福祉避難所開設運営の手引き」を作成する。
- カ 福祉避難所についても避難所と同様に福祉避難所ごとに地域住民と協働で市民向け「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、訓練検証を行い避難所運営が円滑に進むよう日頃から活動を行う。
- キ 市内の福祉避難所に対処困難になった場合、市外の福祉避難所等に一時的に避難行動要支援者を避難させることも想定されることから、他県及び市区並びに関係団体との協力関係を構築しておく。

3 車中泊 《防災防犯課》

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○避難所環境の整備促進
東村山警察署	○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

(2) 車中泊者発生抑制に向けた取組 《防災防犯課・都》

多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていくとともに、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、その他媒体当等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努める。

- ・東京都震災対策条例の趣旨(車両による避難の禁止)
- ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

第3節 応急対策

1 避難所の開設等 《市民環境部班・福祉・子ども部班・生涯健幸部班・教育部班・都・各公共施設・民生児童委員》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設 ○福祉避難所の開設 ○避難所の運営等対策 ○避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設 ○食料・生活必需品等の供給 ○被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請 ○避難住民に対する健康相談 ○避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○避難所におけるトイレ機能の確保 ○公衆浴場の確保及び住民への情報提供 ○感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○避難所における防火安全性の確保
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保

(2) 避難所等一覧

資料編 資料第7、8を参照

(3) 避難所の開設

ア 避難所の開設は、次に示す場合に開設するものとする。

- (ア) 市対策本部から開設指示が出された場合
- (イ) 避難指示が発令された場合
- (ウ) 被災者が開設を求めている場合

イ 避難所の開設は原則として、災害対策本部長の命令により市職員及び施設管理者が実施する。

ウ 施設管理者が施設の被害状況を確認し、避難所としての運用の可否を判断する。

エ 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び東村山警察署、清瀬消防署等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S 端末)への入力により行う。

オ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。

- カ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。
- キ 避難所は、すでに指定されている避難所以外にも多様な手段で確保に努める。
- ク 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- ケ 避難所が不足する場合には、協定等による民間賃貸住宅等を避難所として借り上げ避難所の確保に努める。それでも不足する場合は、野外に受入施設を開設する。なお、野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- コ 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- サ 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(4) 福祉避難所の開設 《福祉・子ども部班・各施設》

福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び東村山警察署、清瀬消防署等の関係機関に連絡する。

2 避難所の管理運営 《市民環境部班・福祉・子ども部班・生涯健幸部班・教育部班・各公共施設・民生児童委員・市民》

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り地域又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れるものとする。 ○避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、ソーシャルメディア、FAX等の整備に努めるものとする。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。 ○避難所運営協議会構成員(市民、市配置職員、学校職員等)による、避難所運営 ○避難所における防火安全性の確保
市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。 ○避難所における防火安全性の確保

(2) 避難所配置職員の任務

ア 避難所職員配置について

清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルに基づき、避難所派遣職員を指定しておくものとする。(第2部 第5章「応急活動体制の整備」参照)

イ 避難者数等の把握

清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルに基づき、避難所派遣職員は、避難所を開設し、避難した住民の受入れを行う場合、避難者数、避難者の状況等の正確な情報把握が避難所運営の基礎となるため、避難者を地域毎に集めたのち、その代表者に「避難者カード」を配布し、1家族1枚に必要な事項を正確に記入してもらう。

ウ 避難所生活者の組織編成

避難所派遣職員は、「清瀬市避難所運営の手引き」や避難者相互の協力関係や人員の確認等を考慮し、避難所では、自治会、自主防災組織、近隣住民ごとに適当な人員(30人程度)による班を編成し、これにより給水、配食、情報の収集・伝達等を行う。班長には、できるだけ自治会等の役員をあてる。

エ 物資の受払及び配分

避難所に配布される生活必需品等の救助物品及び避難者に配布される食料物資の受払い及び配分を行う。

オ 諸記録及び報告

避難所の運用管理状況等必要な帳票類(避難者名簿、日誌、物品受払簿等)を記録し、市本部へ報告する。

カ その他

(ア) 情報の伝達

直接又は班長を通じて避難者に伝達する。

(イ) 給食

班長、協力団体等の協力を得て、食料の配分、応急炊出し等を行う。

(ウ) 避難者の支援

避難者からの各種相談に応じるほか、班長及びボランティア等の協力を得て避難者の支援を行う。

(エ) 避難所の消毒

市健康福祉部班が行う消毒活動に協力する。

(オ) 施設の管理

施設の使用について、管理責任者と連絡を密にし、防犯を含めた十分な保全管理にあたる。

(3) 避難所運営にかかわる詳細な取組内容

ア 管理・運営について

(ア) 小中学校に児童・生徒がいる場合には、その安全確保に努める。

(イ) 被災者の受入れは、被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。

(ウ) 管理責任者は、管理運営に際して、女性や要配慮者の視点に配慮する。

(エ) 管理責任者は、高齢者や乳幼児等には、比較的住環境の良い場所を割り当てる。

(オ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

イ 避難者への情報提供について

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

ウ 避難者への物資の提供について

(ア) 避難者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。(第2部第14章第3節9「災害救助法等の適用」参照)

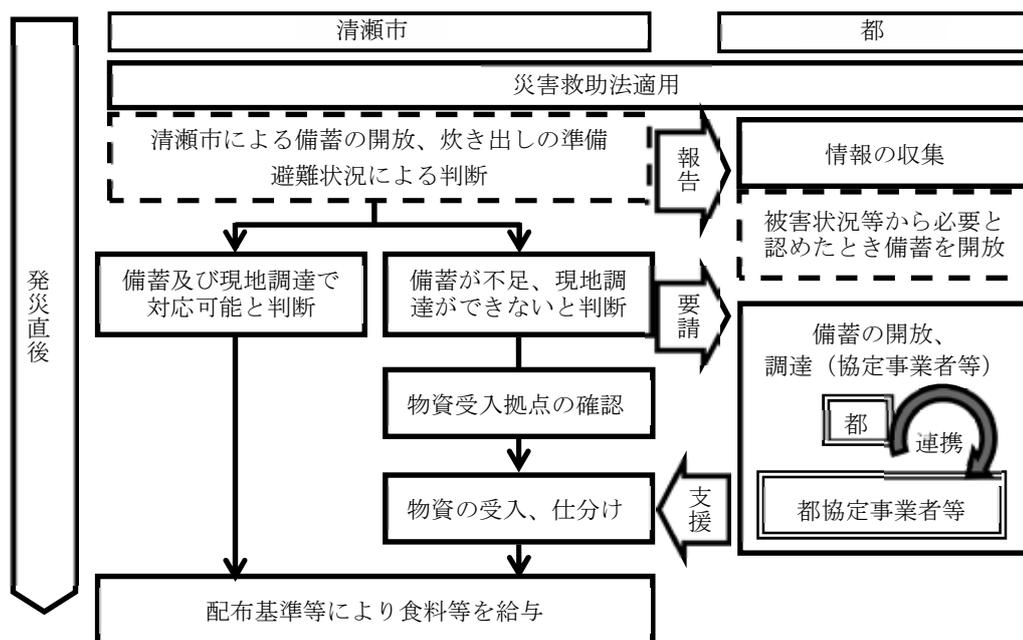
(イ) 在宅避難者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与についても避難所生活者と同様に行うものとする。

(ウ) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄または調達する食料等を支給する。

(エ) 避難者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

エ 食料・生活必需品等の供給・貸与

【避難所における物資供給のスキーム】



オ ボランティアの要請

市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

カ 避難生活の長期化に伴う対応

(ア) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅等への移動を避難者に促す。

(イ) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

- (ウ) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

キ 飲料水の安全確保

- (ア) 市は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲料水の消毒を行う。
- (イ) 都福祉保健局は、必要に応じて環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。また、市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

ク 食品の安全確保

- (ア) 必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- (イ) 都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- ① 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ② 食品の衛生管理体制の確立、日付管理等の徹底
 - ③ 手洗いの励行
 - ④ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ⑤ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - ⑥ 情報提供
 - ⑦ 殺菌、消毒剤の適切な使用
 - ⑧ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

ケ トイレ機能の確保

- (ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- (イ) 発災後数日間は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (ウ) その後は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (エ) トイレ備蓄分が不足した場合には、市は、都に対して要請する。

コ 避難所の運営等

- (ア) 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- (イ) 立入禁止区域、土足禁止区域を設定する。
- (ウ) 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- (エ) 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- (オ) 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行なう。
- (カ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう

努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- (キ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- (ク) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- (ケ) インフルエンザ等の感染症予防(手洗い、うがい等)の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- (コ) 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

サ 公衆浴場等の確保

- (ア) 清瀬市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- (イ) 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

(4) 福祉避難所運営にかかわる詳細な取組内容

ア 要配慮者の移送について

- (ア) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- (イ) 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。

イ 福祉避難所管理・運営について

- (ア) 「福祉避難所管理運営マニュアル」をもとに避難所運営が円滑に進むよう努める。
- (イ) 避難所運営にかかわる詳細な取組みに準じ、要配慮者の特性に応じて対応する。
- (ウ) 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

3 車中泊 《市民環境部班・福祉・子ども部班・生涯健幸部班・教育部班・各公共施設・民生児童委員・市民》

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○避難所環境の整備促進 ○車中泊等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ○避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 (エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等)

東村山警察署	○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発
都福祉保健局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集(区市町村) ○避難所管理運営に関する支援(再掲)
都本部	○車中泊発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ○必要な避難所確保のための区市町村支援

(2) 車中泊にかかわる詳細な取組内容

発災後には、以下のとおり対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。

ア 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方に基づき、啓発事項について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。

イ 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。

ウ 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者当等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。

エ 健康面等についての相談・支援などは、市において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

4 動物救護 《市民環境部班》

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、都や獣医師会、動物愛護ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	○同行避難動物の飼養場所等の確保 ○避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等
都福祉保健局	○被災動物の保護 ○関係団体等との連絡調整 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 取組み内容

ア 被災地における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

イ 避難所における動物の適正な飼養

市は、開設した避難所内に同行避難動物の飼養場所等を確保するとともに、避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。

都は、市と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

- (ア) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (イ) 避難所から保護施設への動物受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (ウ) 他縣市への連絡調整及び応援要請を行う。

5 ボランティアの受入れ 《福祉・子ども部班・市社会福祉協議会》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市災害ボランティアセンターを通じ、避難所で活動するボランティアを受入れる。 ○「清瀬市避難所運営の手引き」に基づく業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ。

6 避難者の他地区への移送 《企画部班・福祉・子ども部班》

(1) 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
市	<p><移送元></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への避難について調整 ・移送について知事(都福祉保健局)に要請 ・移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・移送の際の添乗 ・移送後の避難所運営 <p><受入側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入態勢を整備 ・移送後の避難所運営への協力

ア 市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県)への移送について、都知事に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。

ウ 都から被災者の受入を指示された場合、市長は、直ちに避難所を開設し受入体制を整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、原則として受入側の市区町村が行い、移送元の市区町村は運営に積極的に協力する。